

国際刑事裁判所(ICC)について

平成20年5月
外務省国際法課

1. 国際刑事裁判所とは

- (1) 国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(①集団殺害犯罪、②人道に対する犯罪、③戦争犯罪、④侵略犯罪(未定義))を犯した個人を、国際法に基づき訴追・処罰するための、史上初の常設の国際刑事法廷。
- (2) 2002年7月1日、設立条約である国際刑事裁判所(ICC)規程が発効。2008年5月現在の締約国数は105(2008年6月にマダガスカルが加盟し106となる予定)。裁判所の所在地はオランダのハーグ。
- (3) ICCは、現在4つの事態(ウガンダ、コンゴ(民)、スーダン・ダルフル、中央アフリカ)について捜査し、コンゴ(民)の事態に関しては、ICC初の裁判手続を開始。
- (4) 2008年の予算規模は約9,038万ユーロ(約133億円)。加盟国の分担金により賄われており、我が国は最大の分担金拠出国(米が未加盟のため、我が国の分担率はシーリング上限の22%で約30億円を負担。独12.77%、英9.89%、仏9.38%)。

2. 我が国のICC加盟

- (1) 我が国は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の発生を防止し、もって国際社会の平和及び安全を維持する観点から、ICCの設立を一貫して支持。
- (2) 国内外からの我が国のICC加盟を求める声に応え、分担金の予算措置と国内法整備に取り組み、2007年の通常国会で、ICC分担金の予算が認められるとともに、ICC規程の締結の承認及び関連法案(ICC協力法)を衆参ともに全会一致で可決。
- (3) 我が国は、2007年7月17日(国際司法の日:98年にICC規程が採択された日)に加入書を寄託。同年10月1日、正式に105番目の加盟国となった。
- (4) さらに、2007年11月の裁判官補欠選挙において我が国の齋賀富美子(さいが ふみこ)人権担当大使(当時)がトップ当選し、我が国初のICC裁判官となった(任期は、2009年3月まで)。

3. 2009年ICC裁判官選挙

- (1) 18名のICC裁判官のうち6人を3年毎に改選。
- (2) 次回通常選挙は、2009年1月19日から開催の第7回締約国会議再開会期(於NY)で実施予定。
※ 次回選挙での改選対象:日本、キプロス、南ア、ボリビア、加、伊
- (3) 公示期間は、7月21日から10月13日まで。
- (4) 我が国からは、齋賀裁判官の再選を目指し、同裁判官の候補者指名を行った(5月23日(金)の閣議において外務大臣より発言。)

(了)

国際刑事裁判所(ICC)規程締約国リスト

我が国は、平成19年10月1日、世界で105番目、アジアで13番目の締約国となった。平成20年5月現在、以下の105ヶ国(ただし、2008年6月1日にマダガスカルが加盟し106ヶ国となる予定。)が国際刑事裁判所規程を締結。

アジア(13ヶ国)

アフガニスタン
カンボジア
キプロス
フィジー
日本
ヨルダン
マーシャル
モンゴル
ナウル
大韓民国
サモア
タジキスタン
東ティモール

デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイスランド
アイルランド
イタリア
リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ
マルタ
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
サンマリノ
スペイン
スウェーデン
スイス
英国

ペルー
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント
トリニダード・トバゴ
ウルグアイ
ベネズエラ

アフリカ(29ヶ国)

ベナン
ボツワナ
ブルキナファソ
ブルンジ
中央アフリカ
チャド
コモロ
コンゴ共和国
コンゴ民主共和国
ジブチ
ガボン
ガンビア
ガーナ
ギニア
ケニア
レソト
リベリア
マラウイ
マリ
モーリシャス
ナミビア
ニジェール
ナイジェリア
セネガル
シエラレオネ
南アフリカ共和国
ウガンダ
タンザニア
ザンビア

東欧(16ヶ国)

アルバニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブルガリア
クロアチア
エストニア
グルジア
ハンガリー
ラトヴィア
リトアニア
モンテネグロ
ポーランド
ルーマニア
セルビア
スロバキア
スロベニア
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

ラテン・アメリカ**及びカリブ(22ヶ国)**

アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン
バルバドス
ベリーズ
ボリビア
ブラジル
コロンビア
コスタリカ
ドミニカ
ドミニカ共和国
エクアドル
ガイアナ
ホンジュラス
メキシコ
パナマ
パラグアイ

西欧その他(25ヶ国)

アンドラ
オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ